台風第19号に関するお知らせ

市税および各種保険料(税)の減免申請 の受け付けを開始

被災された方の個人市県民税・固定資産税 および都市計画税・事業所税・国民健康保険 税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減 免します。

- ▶申請方法 受付窓口に備え付けの申請書 (市ホームページからも入手可)に記入し、 印鑑・必要書類を持参して市文化センター、 各支所(小川・好間支所を除く)、資産税 課(事業所税のみ)で
- ▶申請期限 来年3月31日(火)
- ※市文化センターでの受け付けは、12月22日 (印までとなります。12月23日(月)以降は以下 の窓口で受け付けしますが、各支所での受 け付けは継続します。
- ※詳しくは、各課へお問い合わせください。 ○12月23日(月)以降の受付窓口および問い合わせ先

区分	受付窓口	電話番号
個人市県民税	市民税課	☎22-7426 ☎22-7427
固定資産税およ び都市計画税	資産税課	☎ 22−7430 ☎ 22−7432
事業所税		☎ 22−7434
国民健康保険税		☎ 22−7429
後期高齢者医療 保険料	国保年金課	☎ 22−7466
介護保険料	介護保険課	☎22-7616 ☎22-1193

心の健康に関する相談

保健所地域保健課精神保健係 ☎27-8557

市心の相談室「with」では、災害によってストレスを感じている方などからのご相談をお受けしています。

- ▶とき 月~金曜日 8時30分~17時
- ▶ところ 総合保健福祉センター
- ▶申し込み方法 同課へ☎で
- ※面接での相談のほか、電話やメールによる 相談も可能です。保健師が対応しますが、 必要に応じ関係機関と協力して支援します。
- ※精神科医師、心理士による「心の健康相 談」も実施しています。

被災された方へ支援金などを支給

保健福祉課保健福祉係 ☎22-7612

り災状況等に応じて、支援金などを支給し ます。

- ▶內容 ①被災者生活再建支援金 ②被災救助費救助金 ③台風19号災害義援金 ④災害援護資金貸付金(要返済)
- ▶申請方法 印鑑・り災証明書(原本)・通帳の写し(フリガナ・口座番号が確認できるもの)などを持参し、市文化センター、各地区保健福祉センター(平、小川・川前地区保健福祉センターを除く)で
- ※市文化センターでの受け付けは12月22日(日) までとなり、その後は各地区保健福祉セン ター(小川・川前地区保健福祉センターは 未定)で受け付けします。
- ※支援金等の内容や、必要書類など詳しくは、 同課へお問い合わせください。

休診している医療機関などの調べ方について いて

地域医療課 ☎27-8572

市内の医療機関を調べる際には、同課または市医療安全相談センター(☎27-8556)にお問い合わせいただくか、インターネットでの検索が便利です。

○インターネットでの検索

ます。

- ・ふくしま医療情報ネット (https://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp/)
- ・いわき市医療機関検索(あんしん医療マップ)(http://www.iwaki.or.jp/)
- ・i タウンページ (https://itp.ne.jp/)

浸水被害を受けた住家床下の消毒を実施

床下消毒コールセンター ☎22-7522 浸水被害を受けた住家床下の消毒を実施し

消毒の実施を希望する場合は、被災地区に 配布したチラシ(市ホームページからも入手 可)に必要事項を記入し、対象住家の入口付 近の見やすい場所に掲示してください。不在 時でも消毒を実施します。

また、順次、被災地区を巡回しますので、 日時の指定はできません。

「り災証明」の程度による支援制度一覧

11月19日現在

	各種支援制度	全壊	大規模半壊	半壊	一損(準半壊)	一損	床上浸水	床下浸水	お問い合わせ先	電話番号
1	被災救助費救助金	0	0	0	_	_		_		
2	災害援護資金貸付金	0	0	0	※ ※家財に 対象と	※ 甚大な被 なる場合	※ 害があった があります	※ こときは、 す。		
3	被災者生活再建支援制度	0	0	** **** **** ************************	 でやむを得 なる場合が	<u>ー</u> ず解体を あります	<u></u> 行ったとき。	きは、対	保健福祉課	☎ 22−7612
4	義援金(日本赤十字社)	姜		つては 日	本赤十字社	+および	からの配	 分を		
5	福島県義援金	受		議援金と	合わせて対					
6	いわき市義援金	ے'	大圧しより	0						
7	災害援助法に基づく「住宅 の応急修理制度」	0	0	0	0		_	_	建築指導課	☎ 22−7516
8	市・県営住宅等(一時提供 住宅)の提供	0	0	0	_	_	0	_	住宅営繕課	☎ 22−7497
9	民間借上げ住宅の提供	0	0	0	_	_	_	_	住まい政策課 (一時提供住宅担当)	☎ 22−7593
10	国民健康保険税減免申請制 度	0	0	0	_	_	0	_	国保年金課	☎ 22−7429
11	後期高齢者医療保険料減免 申請制度	0	0	0	_	_	0	_	国体十亚环	☎ 22−7466
12	介護保険料減免	\circ	0	0	_	_	0	_	介護保険課	☎ 22−7616
13	介護保険利用者負担額減免	\circ	0	0	0	_	0	_		☎ 22−1193
14	市民税の減免	0	0	0	_	_	0	_	市民税課	☎ 22−7426
15	固定資産税・都市計画税の 減免	0	0	0	_	_	_	_	資産税課	☎22-7430 ☎22-7432 ☎22-7434
16	環境営業許可等手数料の減 免	0	0	0	_	_	0	_	/D /#=r	☎ 27−8591
17	温泉利用許可手数料の減免	\bigcirc	0	\circ	_	-	0	_	保健所 生活衛生課	
18	食品営業許可手数料の減免	\bigcirc	0	\circ	_	1	0	_	一 <u>工</u> /口用工味	☎ 27−8593
19	畜犬等登録手数料の減免	0	0	0	_	_	0	_		☎ 27−8592
20	一般廃棄物処理手数料の減 免	_	_	_	_	_	0	0	ごみ減量推 進課	☎ 22−7529
21	母子父子寡婦福祉資金貸付 金(住宅資金)	0	0	0	0	0	0	0	こども家庭 課	☎ 27−8563
22	飲用井戸水の水質検査に係 る手数料の減免	り災 より	証明書の排 井戸水を飲	是出に加え 使用してい	、水道給かた方が対象	○ 水区域外に 象となりま	こ居住し、	以前	保健所 検査課	☎ 27−8598
23	浄化槽の復旧や補修に係る 補助				、浄化槽7 地理浄化村		上方が対象	です。	生活排水対 策室 経営企画課	☎ 22−7519